

お知らせ

11月は労働保険適用促進強化期間です

事業主の皆さん、労働保険の加入はお済みですか。労働保険に加入して、従業員の方々が安心して働ける職場にしましょう。

労働保険とは、労災保険と雇用保険の総称で、労働者の生活の安定、福祉の増進等を図ることを目的に、国が直接管理運営している保険です。農林水産業の一部を除き、労働者を一人でも雇用する事業については、法人・個人を問わず加入が義務づけられています。

■お問い合わせ

旭川労働基準監督署
電話 0166・35・5901

「ご存知ですか？」 「無期転換ルール」

「無期転換ルール」とは、平成25年4月1日以降に開始した有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えたとき（平成30年4月以降）は、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールです。

制度の詳細は次の窓口担当

までお問い合わせください。

■お問い合わせ

北海道労働局雇用環境・均等部指導課
電話 011・709・2715

「税を考える週間」 書道展のお知らせ

国税庁では、税の意義や役割について考えていただき、皆さん一人ひとりの納税意識の向上を図ることを目的として、毎年11月11日から17日までの一週間を「税を考える週間」と定めています。今年も「くらしを支える税」をテーマに、国税局や税務署を中心として、税に関する作文や書道などの作品展が開催されます。

村でも、小学生（3年生以上）・中学生による税の書道展を次のとおり開催します。で、ぜひご覧ください。

◆展示場所・期間

- 占冠村総合センター ロビー
11月7日（火）～10日（金）
- トムムコミュニティセンター ロビー
11月14日（火）～17日（金）

■お問い合わせ

総務課税務担当

電話 56・2125

林家彦いち師匠による 落語会の開催

富良野調停協会は創立70年にあたり、身近な紛争の法的解決手段の一つである調停制度についてより知っていたらどうと、落語家 林家彦いち師匠による創作落語会を企画いたしました。

笑いの中から調停による紛争解決とは何かを考えていくことができればと思います。多くの皆様のご来場をお待ちしております。

日時 11月12日（日）
14時～
場所 マルシエ2・タマリ
ーバ（富良野市幸町
8番5号）
入場料 無料

※整理券が必要です。必要の方は役場総務課総務担当（56・2121）までご連絡ください。詳しくは、役場及びトムム支所等に掲示しているポスターをご覧ください。

■お問い合わせ

富良野調停協会事務局
電話 45・4278

裁判員制度もまもなく名簿記載通知を発送します

住民懇談会のご案内

ご都合のよい会場にお越しください

日	時	会 場
11月14日（火）	18：00	トムムコミュニティセンター
11月16日（木）	18：00	占冠地域交流館
11月17日（金）	18：00	美園地区集会所
11月20日（月）	14：00	双珠別住民センター
	18：00	川添団地集会所
11月21日（火）	18：00	占冠村コミュニティプラザ

■お問い合わせ 企画商工課広報担当
電話 56-2124

運転免許更新時講習会

☆富良野地域人材開発センター

■優良講習（30分）

- ◎11月6日（月） 13時～
- ◎11月15日（水） 13時～
- ◎12月5日（火） 13時～
- ◎12月15日（金） 13時～

■一般講習（1時間）

- ◎11月6日（月） 14時～
- ◎11月15日（水） 14時～
- ◎12月5日（火） 14時～
- ◎12月15日（金） 14時～

■違反講習（2時間）

- ◎11月24日（金） 13時～
- ◎12月11日（月） 13時～
- ◎12月21日（木） 13時～

■初回講習（2時間）

- ◎11月10日（金） 13時～

お知らせ

裁判員候補者名簿は、市区町村の選挙管理委員会が選挙人名簿からくじで無作為抽出した名簿をもとに、全国の地方裁判所で作成されます。

平成30年の裁判員候補者名簿に登録された方には、本年11月中旬に名簿に登録されたことのお知らせ(名簿記載通知)をお送りします。この通知は、来年2月ごろから平成31年2月ごろまでの間に裁判所

にお越しいただき、裁判員に選ばれる可能性があることを事前にお伝えし、あらかじめ心づもりをしていただくためのものです。この段階では、まだ具体的な事件の裁判員候補者に選ばれたわけではありませんが、すぐに裁判所にお越しいただく必要はありません。実際に裁判所にお越しいただくことになった場合には、別途お知らせします。

■お問い合わせ

旭川地方裁判所
電話 0166・51・6251

林業退職金共済制度(林退共)の退職金請求について

以前、林業の仕事に従事されたことがあり、その当時、林退共制度に加入していた、もしくは加入していた方も

れない方で、退職金請求手続きをしたお心当たりがない方は、退職金をまだ受け取っていない可能性があります。

林業の仕事をしてきた当時の加入の有無についても当方で確認を行いますので、お気軽に最寄の支部又は本部へお問い合わせください。お問い合わせいたします。

■お問い合わせ

独立行政法人勤労者退職金共済機構 林業退職金共済事業本部
電話 03・6731・2887

輝きつづける北海道「北海道総合計画」について

「北海道総合計画(平成28年度～平成37年度)」は、すべての道民の皆様が、今後のめざす姿と進むべき道筋を共有し、その実現に向けて、お互いに連携を深め、力を合わせて取り組んでいくための指針として、平成28年3月に道が策定しました。この計画に沿って取組を進めていきますので、皆様の一層のご理解とご協力をお願いします。

なお、北海道では、道民の皆様にご理解いただくため、団体・企業や学校

等を対象に出前講座を実施していますので、ご利用ください。

■お問い合わせ

北海道総合政策部政策局
計画推進課
電話 011・204・5630

ご厚志に感謝いたします。

◆原 淳二さん(字中央)から、社会福祉協議会への日頃のお世話に感謝して、心温まるご寄付をいただきました。

社会福祉法人
占冠村社会福祉協議会

◆平岡静雄さん(字中央)から、亡父(故平岡孝一さん)の香典返しを廃し、心温まるご寄付をいただきました。

社会福祉法人
占冠村社会福祉協議会

ニノウキャンプ場の利用状況をお知らせします

期間 9月1日～9月30日
入場者数 527人
(宿泊478人 日帰り49人)

■お問い合わせ
産業建設課農業担当
電話 56-2174

村営住宅等入居者募集のご案内

募集团地 ●受付期限 11月15日(水)

●中央地区 1戸	●トマム地区 3戸
○中央団地 1LDK 1戸	○第2トマム団地 3LDK 3戸

※トマム地区の子育て世帯向け賃貸住宅の入居者も募集しています。

3LDK 1戸

詳しくは、村ホームページでご確認ください。

■入居資格

次の条件を満たす方が申し込むことができます。

- 占冠村にお住まいの方、村外から移住される方。
- 月収が15万8000円以下の方。
(例えば、給与収入者で扶養家族がある場合、源泉徴収票の給与所得控除後の金額から同居扶養控除等の金額を引き、残りの額を12ヶ月で割った金額が15万8000円以下の方)
※单身の方でも入居できます。
※連帯保証人が2名必要です。
★入居者と同等以上の収入のある方。

■家賃 入居される世帯の収入等に応じて決定されます。

■入居可能日 概ね12月1日(金)

■入居決定 入居者選考委員会の審査によります。

■申込受付場所 産業建設課建築担当
トマム支所

■お問い合わせ 産業建設課建築担当
☎ 56-2172

皆様の入居をお待ちしています